

公共工事の適正な施工を図るため、南砺市低入札価格調査制度要領を下記のとおり改正し、平成29年4月1日以降に公告・指名通知した入札から適用します。

## 1. 南砺市低入札価格調査制度要領の改正について

### (1) 調査基準価格の改正

現 行	改 正 後
<p>調査基準価格は下記の計算式により算出された合計額とする。</p> <p>①直接工事費の額95%</p> <p>②共通仮設費の額の額の90%</p> <p>③現場管理費の額の90%</p> <p>④一般管理費の額の55%</p> <p>合計額＝調査基準価格</p> <p>ただし、予定価格の10分の9（上限額）から10分の7（下限額）の範囲とする。</p>	<p>調査基準価格は下記の計算式により算出された合計額とする。</p> <p>①直接工事費の額<b>97%</b></p> <p>②共通仮設費の額の額の90%</p> <p>③現場管理費の額の90%</p> <p>④一般管理費の額の55%</p> <p>合計額＝調査基準価格</p> <p>ただし、予定価格の10分の9（上限額）から10分の7（下限額）の範囲とする。</p>

### (2) 失格基準の改正はありません

現 行	
<p>入札価格が次の場合は失格とする。</p> <p>入札価格が調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格に0.9を乗じた金額を下回る場合</p> <p>※ 調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は下位3者とする。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>入札価格が、(直接工事費×0.85+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)の額以上の場合</p> <p>※入札者が2者の場合、上記の合計額に満たない者は失格とする。</p> <p>工場生産品費の割合が直接工事費の7割を超えるものは適用外とする。</p>	